

○高橋紀博委員長 それでは、民生常任委員会を開会いたします。

本日の出席委員は全員であります。

それでは、会議を進めてまいります。

初めに、令和5年第2回臨時会提出議案についてを議題といたします。議案第1号、令和5年度旭川市一般会計補正予算について、理事者から説明をお願いいたします。

○金澤福祉保険部長 議案第1号、令和5年度旭川市一般会計補正予算のうち、福祉保険部所管に係る事項につきまして御説明申し上げます。

補正予算書の4ページを御覧ください。3款1項1目社会福祉総務費の物価高騰重点支援給付金支給費につきましては、エネルギー、食料品等の物価高騰の影響を受けている低所得世帯を支援するために創設された国の重点交付金を活用し、令和5年度住民税非課税世帯に対し、1世帯当たり3万円の給付金を支給するもので、支給に要する経費として、19億7千874万8千円を補正します。財源につきましては全額が国庫支出金です。

次に、3目、老人福祉費の老人福祉施設等整備推進補助金につきましては、介護サービス提供体制の整備促進を行う事業者に対して、その経費を助成するため、補助金として2億1千546万6千円を補正します。財源は全額が道支出金でございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

○高橋紀博委員長 ただいまの説明につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○高橋紀博委員長 なければ、本日のところは説明を受けたということにとどめておきたいと思えます。

議案の説明に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、報告事項についてを議題といたします。

まず、旭川市地域情報共有プラットフォームアプリの運用開始について、理事者から御報告をお願いいたします。

○林市民生活部長 旭川市地域情報共有プラットフォームアプリ、あさひかわくらしのアプリの運用開始について御報告いたします。本日は概要が分かる資料ということで御手元に配付させていただいておりますので、こちらで説明をしたいと思います。

旭川市地域情報共有プラットフォームアプリにつきましては、来月、6月1日から運用を開始いたします。このアプリは、スマートフォンあるいはタブレットで、市から町内会へ配布している行政情報など、市役所からの暮らしに関する情報ですとか、災害、それから除雪などの情報をどこでも見られるというものになります。そのほか、ごみ収集日カレンダーですとか、いろいろ機能がありますけれども、市役所からの暮らしに関する情報につきましては、関心のある情報をカテゴリー別に見ることができるようになります。

このアプリですが、アップルストアあるいはグーグルプレーといったところからあさひかわくらしのアプリと検索いたしましてインストールしていただければ使うことができます。

また、町内会の回覧板など、いわゆる町内会支援に関する機能ですが、モデル町内会ということ

で試行を一部開始しております。

この後、モデル町内会については、いろいろヒアリングを実施したり、その使い勝手などといったことを、ニーズを把握しながら、よりよいものにしていく作業を考えておりますので、今後、このアプリを自分たちの町内会で使っていきたいという町内会につきましては、導入の説明などを実施してまいりたいと考えております。

また、機能につきましては今後、例えば高齢者の見守り、あるいは保健所で開発しようとする健康管理といった機能を、順次バージョンアップとして追加をしていきたいと考えております。

いずれにいたしましても、多くの市民の皆様にご利用いただけるよう、機能の改善ですとか、追加を順次行ってまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

○高橋紀博委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○高橋紀博委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、スマートウエルネスあさひかわプラン（案）に対する意見提出手続の実施について、理事者から御報告をお願いいたします。

○向井保健所地域保健担当部長 スマートウエルネスあさひかわプランに対する意見提出手続の実施について御報告をいたします。資料は、3種類を1組でホチキス留めしてお配りしておりますが、1枚目のA4縦のほうを御覧ください。

本プランの策定趣旨についてでございます。本市の現状として、急速な少子高齢化の進行や要介護認定者の増加等から、疾病の発症や重症化予防を一層推進する必要があること、新型コロナウイルスの感染拡大等の影響による市民の健康状態の悪化が懸念されること、また、市民のライフスタイルの変化やデジタル化に対応した健康づくりが求められていることなどを踏まえ、健やかで幸せと書く、健幸づくりに取り組むためのアクションプランとして策定するものでございます。

計画の概要につきましては、副題を「「歩く」ことから始める健幸づくり」としており、誰もが身近で気軽にできる歩くことや、活動量、活動範囲を広げることを推進してまいります。

また、健幸福祉都市の実現に向け、ひと、くらし、まちの健幸づくりを三つの柱とし、個人の健康づくりを地域での暮らしを広げていくとともに、全市民を対象としたイベントやまちの環境整備等を進めることで、個人や地域の取組を後押しするという高循環につなげていきたいと考えております。

三つの柱に基づく取組を進めるに当たっては、市民が主体の健幸づくり、協働による推進、デジタル技術の活用を共通の方針とし、市民の方が楽しく、生き生きと健康づくりに取り組めるよう、事業展開を行っていききたいと考えており、計画期間は、今年度から令和7年度までの3年間としております。

意見提出手続は5月8日から6月8日まで実施し、その後、いただいた御意見などを踏まえ、6月中の策定を予定しており、策定後はプランに基づく取組を推進してまいります。

以上、御報告申し上げます。よろしく申し上げます。

○高橋紀博委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○高橋紀博委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、新型コロナウイルス感染症について、及び新型コロナワクチンの接種についての以上2件につきまして、理事者から御報告をお願いいたします。

○長谷川保健所新型コロナウイルス感染症対策担当部長 それでは、新型コロナウイルス感染症について御報告します。資料を御覧ください。

まず、新型コロナウイルス感染症の5類への移行についてですが、新型コロナ感染症は、5月8日から感染症法上の位置づけが5類に変更になり、法に基づく入院勧告・外出自粛要請は終了し、自主的な感染対策・対応へ、行政が関与する特別な対応から、幅広い医療機関による自律的な対応へ、患者負担・医療提供体制などは段階的に移行し、令和6年4月からの新たな医療提供体制への移行を目指すことになりました。

2ページを御覧ください。5類移行の流れをまとめたものです。

まず、外来は、新型コロナ患者が受診できる医療機関は診療・検査医療機関と言いましたが、これが外来対応医療機関に名称が変わり、現在は98の医療機関で新型コロナの診療を受けることができます。

次に、入院ですが、5類移行前は、保健所でコロナ患者の入院を調整し、12のコロナ病床確保医療機関、いわゆる重点医療機関で受け入れていました。5類移行後は、保健所を介さず、診断した医師と受入先の医師との間で直接調整していただきます。

今後は、重点医療機関のほかに、段階的に受入れ病院を拡大していき、令和5年10月からは、全病院での入院対応を目指します。なお、病院というのは、ベッドが20床以上ある医療機関のことで、本市には36あります。また、外来入院ともに、新型コロナ治療薬以外は自己負担となります。

次に、検査ですが、検体採取所でのPCR検査や検査キットを無料で配布して、陽性者を判定する検査は終了しました。これからは、医療機関で検査をした場合は、自己負担となります。

次に、相談体制ですが、今までもコールセンターで相談などを受け付けていましたが、当面、継続しています。コールセンターについては、昨年11月の第8波のときは、1日約400件の問合せがありましたが、現在は1日、約30から40件程度となっています。

次に、発生動向ですが、今までは市が毎日公表していましたが、5類移行後は定点把握による報告となり、インフルエンザと同じように、北海道から週1回報告されます。先週の18日に第1回目公表され、旭川市は6.23人と報告されました。この数字は、指定された定点医療機関の平均の陽性者数を表しており、今回の6.23人とは、一つの定点医療機関当たり1週間で約6人の陽性者が受診されたという意味になります。この情報は、北海道や本市のホームページで公表しています。

3ページを御覧ください。感染時の療養期間についてです。現在は、外出自粛要請はなく、個人の判断になりますが、国から療養期間の考え方が示されています。例1は、新型コロナは、発症後3日間はウイルスの排出量が多く、5日間経過後は大きく減少することから、5日間は外出を控えることを推奨するものです。例2は、発症後5日目を過ぎて、かつ、熱が下がり、たんやのどの痛みなどの症状が軽くなってから24時間経過するまでは、外出を控えることを推奨するものです。

1番下ですが、発症後10日間が経過するまではマスク着用や、高齢者など感染すると重症化リスクのあるハイリスク者との接触を控えることを推奨するものです。

資料の説明は以上ですが、現在は、感染者も多少の増減はありますが、ほぼ横ばい状況で落ちついている状況になってます。しかし、昨年は7月から第7波、そして、完全に減少し切らないうちに、10月から第8波の感染拡大が始まりましたので、今後も感染状況に気を付けてまいります。

また、今までの傾向として、コロナが流行しているときは、インフルエンザなど、ほかの感染症はほとんど流行しないという状況にありましたが、今後は、コロナのほかに、溶連菌や感染性胃腸炎、代表的なのはノロになりますけれども、そうした感染状況も注意していかなければならないと考えています。

新型コロナウイルス感染症については以上です。

次に、新型コロナワクチンの接種について御報告します。資料を御覧ください。

まず、ワクチンの接種スケジュールですが、今月5月8日から65歳以上や基礎疾患を有する方などを対象とした春開始接種が始まりました。対象者は14万6千人を予定しており、期間は8月末までを予定しています。その後、9月からは5歳以上全員を対象とした秋開始接種を予定しています。接種券は、先月の4月26日から約10万6千人に発送しましたので、今月はほぼ予約が埋まっている状況ですが、6月以降は落ちついてくると見込んでいます。

2ページを御覧ください。ワクチンの接種状況です。ワクチン接種は、令和3年3月から1回目の接種を開始し、接種人数、接種率は、資料のとおりとなっております、1回目から春開始接種まで、全てで全国の平均を上回っています。特に春開始接種は今月から始まったばかりですので、今後も接種が増えていく予定です。

次に、年代別ですが、右側にグラフをお示ししていますが、年代が上がるに従って接種率が高くなっており、年代による接種意識の差が表れています。左下の円グラフですが、春開始接種の対象人数、14万6千人を分母とした場合の接種率は5%になります。右側の円グラフは、会場別の接種状況で、医療機関が82.7%を占めています。

資料の説明は以上ですが、新型コロナの位置づけが5類になったことで、人の交流が活発になっています。これから大切なのは、予防であり、特に重症化リスクのある人にはうつさないこと、また、ワクチン接種により免疫を高めておくことなどの心がけが重要と考えていますので、これからも、感染予防やワクチン接種の広報に努めてまいります。

○高橋紀博委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

○能登谷委員 さきに報告がありました新型コロナウイルス感染症について、5類移行について聞きたいことは様々あるんですが、先ほど議長から委員を拝命したばかりですので、したがって、何の打合せもできていませんので、一つだけ聞きたいと思います。

一つはコロナの後遺症対策、これが5類移行に伴って、どういうふうになっていくのかなということを聞きたいんですね。結構周りに、若い方が中心ですが、後遺症のあるという人たちが出ているんですね。それで、5類移行後の対応ってどうなるかということを知りたいと思うんですが、旭川市の場合、このコロナの後遺症対策についての相談窓口はどうなっているのか伺いたい。

○長谷川保健所新型コロナウイルス感染症対策担当部長 今までの後遺症対策としましては、後遺症ということで申し上げても様々な症状がありますので、それぞれで、対症療法的に対応してい

なければいけないということではありますが、受診された医療機関で見ていただくというのは第一義的なんですけども、その中でも、今のところは市立旭川病院のほうでも受け付けていただけるということで、準備を進めてきました。

今後、5類移行になりましても、基本的にはその考え方で考えているんですけど、ただ、後遺症対策については、今のところ道のほうでいろいろ医療機関を公表するというようなお話を聞いております。それですので、今後は道ともいろいろ協議をしながら、そういうことを進めていかなければならないと思います。

そして、後遺症については、私どものほうにも、直接、相談というのはそれほど多くはないんですけど、やはり聞いた中では、なかなか味覚が戻らないですとか、少しせきが続いているというようなお話を聞いておりますので、症状のある方にとっては大変つらい思いをされていると思います。基本的にはそういうことも情報収集しながら、北海道とも連携しながら進めていきたいと思っています。

○能登谷委員 よくわかんなかったんだけど、旭川市民の場合、まずどこに相談したらいいだろう。後遺症で困っているんですけどというのは、今の話だと、まずは受診している医療機関ということでしたよね。ただ、受診している医療機関というのは、コロナでの診療が終わった後ずっと同じとこにかかっているとも限らない。市立病院なのか、保健所なのか、まず、どこに相談したらいいのちちょっと明確にお答えください。

○長谷川保健所新型コロナウイルス感染症対策担当部長 まずは、受診された医療機関で診ていただければなというふうに思っています。

そのほかにも、いろいろ保健所でも受け付けておりますし、総合的に市立病院のほうでもそういう窓口は設けておりますけども、まずは、やはり診療していただいた医療機関というふうに考えています。

○能登谷委員 それで、道が対応するってこともあるらしいということなんですけど、そうすると、旭川市内または北海道の後遺症のデータの集積、これはどこが集積されているのでしょうか。それは5類移行後も変わらないのでしょうか。

○長谷川保健所新型コロナウイルス感染症対策担当部長 後遺症については、まず、旭川市保健所の場合を考えてみますと、今5類になったということで、発生届ですとか、陽性者の方の情報自体が全く入ってこないということですので、保健所単体で後遺症を調べるということはなかなか難しいという状況になっています。

ただ、北海道のほうで後遺症についていろいろと検討していると、国についても検討しているということですので、情報の収集は、国、道レベルで少しずつは進んでいくのかなというふうに考えています。

○能登谷委員 何で聞いているのかというと、結局、どこに相談したらいいか分かんない状況になっているんですよ。一人二人見たって分かる状況ではないので、一定程度のデータが集積されて、後遺症についてはこういう傾向があるとかということが分かっている医療機関でないと、もともとかかった医療機関にぽつと行っても、ほとんど分からない状態なんですね。だからそれがどこなのか、どうしていくのかってことを、今後、きちっと検討していく必要があるんじゃないかなと思うんですね。

例えば、具体的にその後遺症について治療できる医療機関ってというのは、どこにありますか。

○長谷川保健所新型コロナウイルス感染症対策担当部長 今のところ後遺症という病名というか、症状ということではなくて、それぞれの感染後のいろいろな症状、代表的なのは先ほど申し上げたとおり、味覚が戻らないということがありますので、どこというところはないんですけど、やはりその症状によって、医療機関で受診または処方していただくことになると思います。

○能登谷委員 そろそろやめますけど、いずれにしてもなかなか厳しい事態が今起きています。

5類移行後、本当にどこに相談したらいいかわからない事態にもなっていると思うので、そこはちょっと保健所としても、しっかりリーダーシップを発揮していただいて、市民向けには、ここですよと、まずはここに相談してくださいということを発信できるような体制を取っていかないと、本当に苦しんでる人がたくさんいる中でどこ行ったらいいかわからない。

北海道の中でも対応できる医療機関が一つ二つぐらいしかないんじゃないかと今言われているので、市内でないのであればどこだってことも含めて、まずは旭川市で相談できる、そこへ行ったらつないでくれるっていうことを、しっかり対策を取っていくべきじゃないかなと。その辺を検討していただませんか。

○長谷川保健所新型コロナウイルス感染症対策担当部長 確かに後遺症という話、感染の後、そういう話が出ているというのは理解しています。

今後、もちろんそういう情報収集とかは考えていきますけれども、やはり保健所だけというよりも、結局は最後、医療機関のほうでどういう診断と対応をしていただけるかということにもなりますので、今後は、医療機関とも相談しながら、また、やはりこういう症状の積み重ねというものももちろんありますし、やっぱり大きな症例の状況を研究した上でということになりますので、もちろん、国、道からも、いろいろ情報をもらいながら、考えていきたいと思います。

これはなかなか保健所だけでというのは、最終的にはそれをどう治していくか、どう診断していただくかということになると思いますので、医療機関のほうとも少し検討していただければいいと思います。

まずは、医療機関に診ていただくことと、コールセンターも設けておりますので、そういうところに相談していただければというふうに思います。

○能登谷委員 終わります。

○高橋紀博委員長 ほかに御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○高橋紀博委員長 次に、特定事件の閉会中継続調査付託についてを議題といたします。

行政視察の調査目的及び閉会中の委員会招集事件として本委員会の所管を包括する上で、市民生活に関する事項について、福祉に関する事項について、保健衛生及び病院事業に関する事項について、清掃及び環境に関する事項についての以上4件を本委員会の特定事件としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○高橋紀博委員長 そのように決定させていただきます。

なお、これらの4件につきましては、委員の任期中、閉会中の継続調査の特定事件としますので御了承願います。

以上で予定していた議事は全て終了いたしました。

その他、委員の皆様から御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○高橋紀博委員長 なければ、本日の委員会はこれをもって散会いたします。

散会 午前10時40分